

恵那市立恵那西中学校

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

はじめに

ここに定める「恵那西中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法：第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（2）学校としての構え

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、仲間はずれや陰口等の暴力を伴わないもの、暴力を伴うものなど、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。これに対し本校では、「なりたい自分」（目標に向けて努力することができる、努力する仲間のことを応援できる）を合い言葉に、「いじめをしない！させない！許さない！」という人間尊重の気風みなぎる学校づくりに全力を注ぐ覚悟である。

いじめが発生した際には、速やかに、かつ組織的にその解消にあたるとともに、再発防止のための検証及び取組の改善を行い、いじめのない学校づくりに徹する。

（3）いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団に無視をされる。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗、中傷を受けたり、嫌なことをされたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

② いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、規律と認め合いのある学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導するとともに、仲間のよさを認め合うことで自己有用感を高めることができる生徒会活動を推進する。
- ・教育活動全体を通じて、自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導するとともに、「心の通じ合うコミュニケーション能力」を育成する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような、心の成長を支える教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように、自然や生き物との触れ合いや、幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に、命を大切にし命を生かそうとする心や他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（３）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力、自己肯定感を育む）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点に留意した指導を充実する。
 - ① 生徒が自己肯定感をもてる
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を位置付け、自己の可能性の開発を援助する

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンやタブレット端末、通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンやタブレット端末、通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、生徒会活動や、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

（５）資料の保管について

- ・アンケートの質問票の一次資料の保存期間は当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書などの二次資料及び調査報告書は、保存期間を５年とする。

③ いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、毎日の生活の記録の把握、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止推進委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員、心の教室相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、生徒や保護者がいじめを訴えやすいよう、受容的かつ共感的な態度で教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任、教育相談コーディネーターを中心に、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行うことで、生徒の姿や心の変化を見逃さないよう、教員の資質向上を推進する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、事後の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その発見と解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期発見・早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷や重大ないじめ事案等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 「いじめ防止推進委員会」

- ・学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応として行うため、中核となる常設組織として「いじめ防止推進委員会」を設置する。

学校職員	校長 ・ 教頭 ・ 主幹教諭 ・ 教務主任 ・ 生徒指導主事 ・ 学年主任
	教育相談コーディネーター ・ 養護教諭 ・ 担任
外部機関	S C ・ S 相 ・ 学校医 ・ 学校運営協議会委員

- ・本会は、管理職と生徒指導主事、該当学年の学年主任、担任によって成立する。事案の重大さに応じて、参加する構成員の規模を増やす。

(2) 「いじめ防止推進委員会の取組」

- ・「いじめ防止推進委員会」は、以下のような取組を行う。
 - ① いじめ防止に関する取組の推進及び進捗の管理、校内のいじめに関する情報の収集と確認
 - ② いじめの相談、通報の窓口
 - ③ いじめ発生時の情報収集や解消に向けた対応方針の策定ただし、重大事態（自殺の企図・身体 of 重大な障害・金品等の重大な被害・精神性の疾患への発展等）への対応は、県や市、警察、臨床心理士、医師、弁護士、主任児童委員等と連携をする場合がある。

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

期	月	取組内容	備考
Ⅰ	4	・学校だより，W e b ページ等による「方針」等の発信 ・職員研修の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応） ・「いじめゼロ」に対する生徒，職員の共通理解 ・社会に存在する様々な差別・偏見の防止に関わる指導の実施 ・生徒向け情報モラル研修 ・学校運営協議委員会等で「方針」説明 ・心のアンケートの実施，教育相談の実施 ・「いじめ防止推進委員会」の実施 ・P T A 総会で「方針」説明	「方針」の確認 いじめ未然防止に向けた授業や学年集会の実施
	5	・自宅確認	P T A と連携して保護者に方針を伝える
Ⅱ	6	・宿泊研修の取組における仲間関係づくりの取組 ・「いじめ防止推進委員会」の実施	第1回岐阜県いじめ調査
	7	・三者懇談	夏季休業中の指導
	8	・職員研修会（いじめ・情報モラル・教育相談）	
Ⅲ	9	・夏季休業中の情報交流と共通理解 ・体育大会を核とした仲間関係の強化 ・三者懇談（特別支援学級）	
	10	・学校運営協議会において報告	
Ⅳ	11	・三者懇談（3年生） ・心のアンケートの実施，教育相談の実施 ・「いじめ防止推進委員会」の実施	第2回岐阜県いじめ調査
	12	・「ひびきあい活動」を核とした人権教育と道徳教育 ・合唱祭を核とした仲間関係の強化 ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」の実施 ・学校運営協議会において報告	冬季休業中の指導
Ⅴ	1	・冬季休業中の情報交流と共通理解 ・三者懇談（1・2年生希望者）	
	2	・心のアンケートの実施，教育相談の実施 ・「いじめ防止推進委員会」の実施 ・学校運営協議会において報告	第3回岐阜県いじめ調査 春季休業中の指導
	3	・三者懇談（特別支援学級）	次年度へ引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・生徒や保護者から、いじめにより被害が生じたという申し立てがあった時または教職員がいじめの兆候を把握した時は、必ず生徒指導主事に報告し、調査にあたる。
- ・「いじめ防止推進委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめを知らせた生徒がいる場合、その生徒が特定されないよう十分配慮する。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集して迅速に対応する。また、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害防止や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 いじめ解消の定義

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ・全職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認をする。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

※いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、上記の目安にかかわらず、「いじめ防止推進委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止推進委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

取組の評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の2点で取り組みの評価を行う。

- ① 学校評価アンケートに「いじめ防止に関わる評価項目」を設定する。
- ② 学校運営協議会及びPTA本部役員会で年間を通して評価を受ける。